4　新規則附則第六条第四十七項の規定は、施行日以後に同項に規定する政府の補助を受けて取得される償却資産に対して課する固定資産税について適用し、施行日前に旧規則附則第六条第四十四項に規定する政府の補助を受けて取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　改正令附則第十一条第六項に規定する鉄道事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する固定資産又は車両とする。

6　改正令附則第十一条第六項に規定する鉄道施設の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所及び車両とする。

7　平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「改正法」という。）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第三項に規定する車両等に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「法附則第五十六条の二第三項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第十八条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第三項」とする。

8　新規則第二十五号の三様式は、施行日以後に法第三百六十四条第五項の規定により徴収する固定資産税の納税通知書として交付（以下この項において「交付」という。）がされる場合について適用し、施行日前に交付がされた場合については、なお従前の例による。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第七十四条の十一第二項」の下に「、第百四十四条の二十第二項」を、「第十九条の七第三項」の下に「、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項」を加え、「、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項」を「及び第六百三条の二の二第二項」に改め、「第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。」の下に「並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項」を加え、「及び第十四条の十一第二項」を「、第十四条の十一第二項及び第十四条の十八第九項」に、「第七十二条の五十七の二第三項、第七十三条の二十五第三項」を「第七十三条の二十五第三項（第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）」に改め、「、第三百二十一条の七の十二第三項」を削り、「第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項」の下に「（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第七十二条の五十七の二第四項」及び「、第三百二十一条の七の十二第四項」を削り、「第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項」の下に「（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）」を加え、「については第一条第二項において、第五十三条第二十二項及び第二十三項については第七百三十四条第三項において、第五十三条第二十四項」に、「まで及び第十二項」を「まで、第十二項及び第十五項」に改め、「第七十二条の二十五第十二項」の下に「及び第十五項」を加え、「第七百五十条第一項、第二項及び第四項（同条第一項及び第二項」を「第七百五十条第一項及び第三項（同条第一項」に、「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に、「附則第十五条第九項」を「附則第八条の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同条第八項及び第十一項については附則第八条の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第九条第十八項、第九条の二の二第二項、第十五条第九項」に、別表地方税法施行令の項中「第三十二条の四第三項、第三十二条の五第三項」を「第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項」に、「第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四第二項」を「第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四第二項及び」に改め、「及び第五十六条の十一第二項」を削り、「第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び」を「第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び」に、「第四十八条の九の九第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十」を「第四十八条の九の十第一項及び第四項並びに第四十八条の九の十一」に、「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二」に改め、別表地方税法施行規則の項中「第三条の三の二、第三条の三の三第一項及び第二項、第五条の二」を「第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第二項」に改め、「、免税軽油譲渡届出書」を削る。

○総務省令第三十九号

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「その他の書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面（所得税法施行令第二百六十二条第一項に規定する電磁的記録印刷書面をいう。第六項において同じ。）」を加え、同条第六項中「書類」の下に「又は電磁的記録印刷書面」を加える。

第三条の四第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に、「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第三条の四の二第一項第四号中「第六十六条の四第十七項第三号」を「第六十六条の四第二十一項第三号」に改める。

第三条の四の三第二項第一号中「第五十五条の四第一項」を「第五十三条第二十三項」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改め、同項第二号中「第六十八条の八十八第十八項第一号」を「第六十八条の八十八第二十二項第一号」に、「第六十八条の百七の二第十項」を「第六十八条の二第十三項」に、「第六十八条の八十八第十八項第三号」を「第六十八条の八十八第二十二項第三号」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。

第四条の四中「地方法人特別税」の下に「（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。以下同じ。）」を加える。

第五条の二第二項第二号中「第六十六条の四第十七項第一号」を「第六十六条の四第二十一項第一号」に、「第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第十項」を「第六十六条の四の三第十四項又は第六十七条の十八第十三項」に改め、同項第三号中「にあつては」を「には」に改める。